

役員等の一覧表

法人の役員、顧問、相談役
又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主
若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資を
している者(個人に限る)を記載する

平成〇〇年 2月 10日

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。